

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

国産木材を活用し、フロア整備を実施することで、大正区役所2階窓口サービス課の美観を向上し、来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすいフロアとすることを目的とする。また、木材の自然な風合いや調湿効果による利便性や快適性の向上、森林環境の保全や環境保護等への関心の向上や国産木材利用促進の啓発を図る。

本業務の目的に対し最大限の成果を得るためには、フロア全体の統一感や調和のとれたデザイン、来庁者が木の温もりを感じながら快適に過ごせる什器類、スムーズに内容が伝わる案内サインの整備等が必要であり、そのためには事業者の芸術性や創意工夫が不可欠である。また、木材の美しさを引き出すために木目や色調を生かした仕上げ技術が求められることや、事業者によって工法が大きく異なり、事業者の持つ経験が不可欠であることから広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容（詳細は別紙仕様書を参照）

本事業は森林環境譲与税を活用した事業となることから、国産木材を使用し来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすいフロアとし、環境にも配慮した空間に刷新する。

ア 窓口カウンター及び待合スペースの什器類の整備

イ 窓口サービス課内のサイン及び柱壁面の改善

ウ 不要物品等の撤去・処分

エ 施工の総括管理業務

(3) 事業実施に至る背景・経過

区役所庁舎は、昭和47年に竣工し、柱の壁面の汚れや過去の作業跡が目立っているほか、設備や什器の老朽化が進んでおり、窓口カウンターの傷や経年劣化が目立っていることに加え、窓口カウンター・記載台・椅子など窓口サービス課フロアの統一感がなく、見栄えが悪い状態にある。

一方、大正区は昭和初期より木材産業が盛んになり、木材の集積地として発展した経緯がある。現在も木材産業の歴史を背景に地域コミュニティが形成され、地域活動が活発に行われている。窓口サービス課フロアを国産木材を使用して整備する

ことで多くの区民に国産木材の良さを感じてもらおう場所として提供したいと考える。

(4) 事業規模（契約上限額）

金 29,275,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約の締結は、令和 7 年度予算が成立したときとする。

(5) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで

(6) 履行場所

大阪市大正区役所

(7) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。

イ 事業完了後に事業報告書を提出すること。事業報告書は業務内容、納入物品等を記載したものとし、庁舎の整備内容を反映したデータを添付すること。電子データのファイル形式及び詳細については本市と協議のうえ決定する。

(4) 契約書案

本市の業務委託契約書（別紙参照）

(5) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合免除
保 証 人 不 要

(6) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこ

れを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。なお、**公募型プロポーザルへの参加は、本要項「6(2)現地確認」を必須とする。**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 過去10年間（平成26年度以降）において、同種又は類似業務の受託実績（レイアウト変更、内装木質化、木製什器の整備、案内サインの改善）を有すること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- (6) 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（7）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和7年1月10日（金）
現地確認参加申込期限	令和7年1月20日（月）
現地確認日	令和7年1月25日（土）
質問受付締切	令和7年1月29日（水）
質問に対する回答（予定）	令和7年2月4日（火）
参加申請書類の受付期間	令和7年1月27日（月） ～令和7年2月7日（金）
参加決定通知書送付（予定）	令和7年2月13日（木）
企画提案書の提出期限	令和7年2月28日（金）
選定会議（書類審査）	令和7年3月12日（水）
※企画提案事業者が5者以上の場合	
選定会議（プレゼンテーション審査）	令和7年3月21日（金）
選定結果通知（予定）	令和7年3月下旬

契約締結・事業開始
事業完了

令和7年4月上旬
令和8年2月6日(金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間 令和7年1月27日(月)～令和7年2月7日(金)午後5時まで

イ 提出書類 別表1の書類を提出すること。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所 大正区役所窓口サービス課(2階24番窓口)に持参(郵送、メール及びFAX不可)

オ 参加資格決定通知 公募型プロポーザル参加決定通知書は、令和7年2月13日(木)付け(予定)で通知する。また、指名されなかった事業者については、その理由を付した通知書を交付する。

(2) 現地確認

ア 日時 令和7年1月25日(土)午前9時～午後5時

※申込みメールに返信の方法で時間を指定するので、指定した時間内に現地確認を行うこと。(事業者ごとに50分以内)

イ 集合場所 大正区役所2階さわやか広場

ウ 申込方法 現地確認を希望する場合は、「現地確認参加申込書」(様式6)に記載し、メールで提出すること。提出の際は、件名に【現地確認参加申込】と明記し、送信後必ず電話にて受信の確認(06-4394-9963)を行うこと。

(送信先)メール th0003@city.osaka.lg.jp

エ 申込期限 令和7年1月20日(月)午後5時まで

オ 提供資料 大正区役所平面図

カ 留意事項 当日は、現地確認のみを予定しており、質問には応じない。また、本市の業務等の支障となるような行為は慎むこと。

写真撮影は可能とするが、個人情報that写らないよう注意すること。

公募型プロポーザルへの参加を予定している事業者は、現地確認を必須とする。

なお、共同体で参加を予定している者は、代表者のみ現地確認を必須とし、構成員は任意とする。

(3) 質問の受付

ア 受付期間 令和7年1月10日(金)～令和7年1月29日(水)午後5時まで

イ 提出方法 「質問票」(様式1)に記載し、メールで提出すること。提出の際は、件名に「【質問】国産木材を活用した大阪市大正区役所窓口サービス課フロア整備事業」と明記し、送信後必ず電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 回答 令和7年2月4日(火)(予定)に大正区ホームページ「入札契約に関するお知らせ」に掲載する。

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版とし、企画提案書表紙(様式7-1)に添えて、以下の項目に係る提案内容を記載した企画提案内容(様式7-2から7-4及び任意様式)を提出すること。

① 本業務にあたっての基本的な考え方(様式7-2)

② 整備内容(任意様式)

A4サイズ(縦でも横でも可)で最大40ページまでとし、やむを得ずA3サイズを一部使用する場合は、Z折で折り込み、総ページ数については、A4で換算したうえで40ページ以内とすること。

・木質化空間の整備

2階窓口サービス課フロアの内装木質化の考え方及び整備イメージ

・木製什器への整備

各窓口等の什器整備の考え方及び各什器の仕様

・サイン整備

サイン整備に係る整備イメージや仕様

・独自提案(仕様書に定める内容以外で、以下の趣旨に沿う独自提案)

利用者のわかりやすさ、視認性の向上に資する什器やサインの整備

木質を活かしたデザイン性の向上に資するレイアウト整備

・「国産木材」の活用

国産木材の効果的な活用

使用量及び整備面積に占める使用割合

・過去10年間の類似業務受託実績(様式7-3)

・経費内訳書及び積算根拠(様式7-4)

イ 企画提案書作成上の留意事項

・提案内容は、事業者自ら実現できる範囲のものとし、具体的に記載すること。

・提出できる案は1事業者1案のみとする。

ウ 受付期間

公募型プロポーザル参加決定通知受領後、令和7年2月28日(金)午後5時まで(土、日、祝日を除く 午前9時~午後5時)

エ 提出部数

6部(正本1部、副本5部)及び副本の電子データ(PDF形式)を格納したCD1枚

※ 正本は、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」及び「提案事業者名」を

記入し、副本は、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」を記入すること。

※ 副本には、提案事業者名やその他提案事業者を推測される文言について消去したうえで提出すること。

※ 提案事業者が推定できる記載が残っていれば本市において匿名化（マスキング）をすることがある。

オ 提出場所

大正区役所窓口サービス課（2階24番窓口）に持参（郵送、メール及びFAX不可）

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目		審査内容	配点	標準点
事業の実施体制 類似業務の実績		<ul style="list-style-type: none"> 組織体制・運営基盤に問題なく、本業務を遂行するための十分な経験、技術力を有するか。 同種又は類似業務の受託実績（レイアウト変更、内装木質化、木製什器の整備、案内サインの改善）が十分であるか。 	10点	6点
事業の 企画内容	全体整備	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的及び内容を理解し、区の課題等を的確に把握し、それを解決できる適切な実施方針となっているか。 	30点	18点
	デザイン・木質化	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者にとってわかりやすく、快適で利用しやすく、環境にも配慮した空間となる提案となっているか。 木材を使用することにより来庁者に木の温もりが感じられるような提案となっているか。 施工箇所と施工箇所外との調和を図るなど、デザイン的な視点を配慮した提案となっているか。 サインは来庁者目線での伝達に努め、わかりやすくスムーズに内容が伝わるものとなっているか。 	30点	18点
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者にとって、快適で利用しやすい区役所づくりに資する整備となっているか。 	20点	12点

		<ul style="list-style-type: none"> ・国産木材を活用したフロア整備やデザイン性の向上に資する整備となっているか。 ・木製什器類等の追加整備等により来庁者が快適に過ごせるための提案となっているか。 		
価格の妥当性		・整備に係る積算経費について、積算根拠が明確かつ妥当なものであるか。	10点	6点
合計			100点	60点

(2) 選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査（企画提案事業者が5者以上の場合）及びプレゼンテーションを実施する。

審査は、学識経験者等の外部の者で構成する「国産木材を活用した大正区役所窓口サービス課フロア整備事業業務委託事業者選定会議」において、企画提案書等の関係書類及び企画提案者からの説明等（プレゼンテーション）により、選定基準に基づき採点を行う。

評価点の合計が最も高い企画提案者（以下「最高得点者」という。）を受託候補者として決定する。ただし、各審査項目の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

また、最高得点者が2者以上（同点）生じた場合は、

ア 「事業の企画内容」の合計点が高い者を受託候補者とする。

イ 上記アにおける得点と同じ場合は、選定会議メンバーから意見を聴取し、順位を決定する。

ウ 評価点の減点について、提案書が両面40枚（サンプル等の参考資料も制限枚数に含むが、表紙や目次は含まない。）を超えた場合、評価点から5点を減点する。また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

(3) 企画提案事業者が5社以上の場合、第1次審査（書類審査）を実施する。

ア 開催日時 令和7年3月12日（水）

イ 第1次審査では、最大4者を選定する。ただし、同等評価の提出者が4者を超えて存在する場合はこの限りではない。

ウ 第1次審査の結果連絡は、企画提案書の提出期限以降、プレゼンテーション開催日までに通知する。

(4) プレゼンテーション

ア 開催日時 令和7年3月21日（金）予定
時間については、プレゼンテーション開催日までに通知する。

イ 場 所 大正区役所会議室

ウ 内容・方法 事業者による企画等の説明（持ち時間20分）、選定メンバーによる

質疑（15分程度）、提出済みの企画提案書に沿って説明すること。
パワーポイント等の機材の使用、新たな資料の配布は認めない。

- エ 出席者等 会場に入場できるのは、一提案事業者につき3名以内とする。
入室する際は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを着用しない事。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、大正区ホームページ「入札契約に関するお知らせ」に掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
ウ すべての企画提案書は返却しない。
エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号
大正区役所窓口サービス課（2階24番窓口）
TEL 06-4394-9963